

令和7年4月1日より

建築基準法第12条に基づく定期報告の対象規模を拡大します。

令和3年度に大阪市北区で発生したビル火災を起因とし、建築基準法施行令が改正されたこと等をうけ、①に記載する特定行政庁において、**令和7年4月1日より**「事務所その他これに類する用途に供する建築物」の定期報告の対象規模を拡大します。

1 報告対象規模を拡大する特定行政庁

対象規模を拡大する特定行政庁は **大阪市、堺市、岸和田市、和泉市、羽曳野市、大阪府(※)**です。
※（大阪府が所管する市町村は 能勢町、豊能町、島本町、摂津市、交野市、四條畷市、大東市、柏原市、松原市、藤井寺市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、大阪狭山市、高石市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町 です。）

2 拡大する報告対象規模

「事務所その他これに類する用途に供する建築物(※)」について、以下のとおり拡大します。

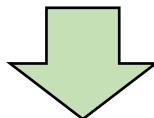
※ 事務所、研究試験施設、郵便局、学習塾、自動車教習所、銀行・損害保険代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗。

【令和7年3月31日まで】

用途記号	報告対象の用途	規模（※1,※2） （その用途に供する床面積の合計）	特定建築物 の調査	建築設備 の検査	防火設備 の検査
事	事務所その他 これに類するもの	5階以上に対象用途があり 3,000㎡以上あるもの	3年に1回	毎年1回	毎年1回

※1 避難階にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外。

※2 階数に地階を算入しておりません。



【令和7年4月1日より】

用途記号	報告対象の用途	規模（※1,※2） （その用途に供する床面積の合計）	特定建築物 の調査	建築設備 の検査	防火設備 の検査
事	事務所その他 これに類するもの	階数が5以上で 1,000㎡を超えるもの	3年に1回	毎年1回	毎年1回
事小	事務所その他 これに類するもの （小規模民間事務所等）	階数が3以上で 200㎡を超えるもの （但し、階数が4以下又は 1,000㎡以下のもの）		対象外	

※1 避難階にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外。

※2 地階及び3階以上の階における事務所等用途に供する床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものは定期報告対象外。

※3 小規模民間事務所等は検査項目が少なくなります。

詳細はこちらにお問合せください。

【問合せ先】 大阪市 計画調整局 建築指導部 監察課 TEL：06-6208-9312
堺市 建築都市局 開発調整部 建築防災推進課 TEL：072-228-7482
岸和田市 まちづくり推進部 建設指導課 建築指導担当 TEL：072-423-9571
和泉市 都市デザイン部 建築・開発指導室 TEL：0725-99-8141
羽曳野市 都市開発部 建築指導課 TEL：072-958-1111（内線2555）
大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築安全課 監察・指導グループ TEL：06-6210-9729

3 定期報告制度とは

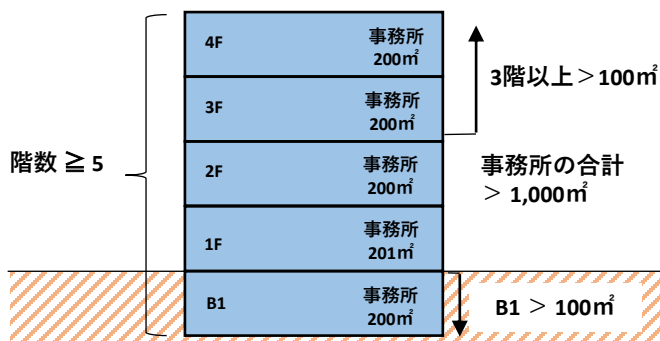
建築物の安全性を確保するためには、完成後の適法な維持管理が非常に重要です。

建築基準法第12条では、大勢の人が利用する一定規模以上の建築物、建築設備、防火設備等の所有者や管理者は、**建築士など**に定期的に調査・検査させ、その結果を特定行政庁に報告するよう定めております。

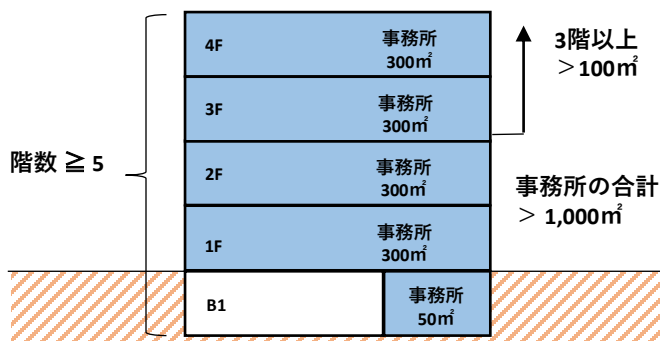


< 参考例：対象建築物 >

(ケース1) 【事】



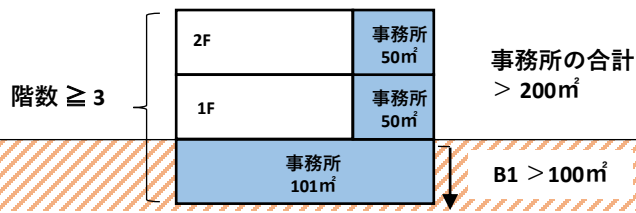
(ケース2) 【事】



(ケース3) 【事小】



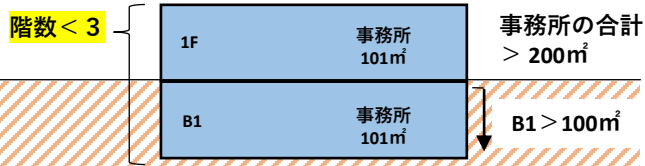
(ケース4) 【事小】



< 参考：対象とならない建築物 >

(ケース5)

階数が3未満なので対象外。



(ケース6)

地階と3階以上の階における事務所の床面積がそれぞれ 100m^2 以下なので対象外。

